

○東京藝術大学附属図書館文献複写規則

〔昭和48年4月24日〕
制 定

改正 昭和51年4月12日 平成元年4月1日
平成元年10月26日 平成2年3月30日
平成11年5月10日 平成16年4月1日
平成25年4月1日 平成25年10月24日
令和元年7月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学附属図書館利用規則第20条第2項の規定に基づき、附属図書館が受託する文献複写（以下「文献複写」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(文献複写の受託)

第2条 文献複写は、教育又は研究の用に供することを目的とし、著作権法（昭和45年法律第48号）に定められた範囲で受託することができるものとする。

(文献複写の申込)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の申込書を附属図書館長に提出し、承認を得なければならない。

(文献複写料の納付)

第4条 前条による承認を得た者は、別表に定める複写料金を前納しなければならない。ただし、学内部局等の依頼でその経費を移算するもの又は次の各号に該当する機関については、この限りではない。

(1) 国立大学法人大学図書館、公私立大学図書館、短期大学図書館、高等専門学校図書館及び国立国会図書館

(2) 国立情報学研究所のNACSIS-ILLシステム（図書館間相互貸借システム）の加入機関

第5条 前条各号の機関は、複写料金を国立情報学研究所ILL文献複写等料金相殺サービスにより清算するか、あるいは複写物引渡日の翌月末までに納入するものとする。

第6条 一旦納入した料金は還付しない。

附 則

この規則は、昭和48年4月24日から施行する。

附 則

この規則は、昭和51年4月12日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年10月26日から施行し、平成元年9月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年5月10日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京芸術大学附属図書館文献複写料金徴収猶予実施細則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年7月9日から施行する。

別表

			種 別	モノクロ	カラー
電 子 複 写	料 金	A 3 判以下 (1 枚につき)	学内者	2 0 円	6 0 円
			学外者	4 0 円	8 0 円
リーダープリンター 複写	料 金	A 3 判以下 (1 枚につき)	学内者	2 0 円	—
			学外者	4 0 円	—

- (備考) 1 通信、運搬費については複写の依頼者において実費を負担するものとする。
- 2 上記以外の複写サービスは当分の間行わない。